

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と三川町（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、乙が管理する施設を使用して甲が義援物資集積配分拠点（以下「拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 東田川郡三川町大字横山字堤215
施設名 屋内多目的運動施設（アスレなの花）

（施設の使用申請）

第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（使用目的）

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

（拠点の管理運営）

第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、この協定による施設の使用について、三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例（昭和56年3月16日三川町条例第28号）に定める使用料を免除する。

2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用を負担するものとする。

（使用期間）

第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。

る。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

- 2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

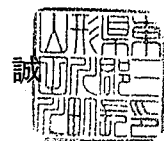
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 東田川郡三川町大字横山字西田85番地
三川町
三川町長 阿部 誠



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

災害発生日	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
災害の状況	

2 使用する施設

施設名	
使用区分	<input type="checkbox"/> 施設の一部 <input type="checkbox"/> 施設の全部
施設の一部を使用する場合はその名称	

3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他必要な事項



市(町)長 殿

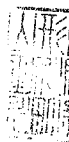
山形県知事



施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了しますので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

拠点閉鎖(終了)日	年 月 日 ()
施設の原状回復終了日	年 月 日 ()
使用終了(原状回復確認)日	年 月 日 ()



「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定」
実施細目の覚書

山形県（以下「甲」という。）と三川町（以下「乙」という。）は、災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定（以下「協定」という。）の実施細目について、次のとおり覚書を交換する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、甲と乙が締結した協定に関し、円滑な実施を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 この覚書における用語の意義は、協定の例による。

（拠点として使用する施設の範囲）

第2条 協定第2条の施設について、甲が拠点として使用する範囲は、原則として施設の建物全体及びその敷地全体（付帯施設を含む。）とする。ただし、甲乙協議により拠点として使用する範囲を施設の一部と設定した場合は、この設定した範囲とする。

（拠点の管理運営に係る経費）

第3条 協定第7条第2項の拠点の管理運営に係る経費は次の各号とする。

- (1) 電気料
- (2) 水道料及び下水道料
- (3) 灯油又は重油等の燃料
- (4) 通信料
- (5) その他、拠点の管理運営に必要な経費で甲乙協議のうえ認められた経費

（拠点の管理運営に係る経費の算定）

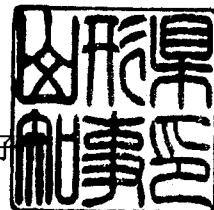
第4条 協定第7条第2項の拠点の管理運営に係る経費は、次の各号により算定した金額とする。なお、当該経費を算定する期間は、施設の原状回復に要する期間を含むものとする。

- (1) 拠点の管理運営に使用した数量がメーター等で算定できる経費は、算定した使用量に相当する金額
- (2) 前号以外の経費は、経費の種類ごとに使用面積、使用人数又は使用期間等の合理的な数値を基に全体額を按分して算定した金額
- (3) 前各号により難しい経費は、甲乙協議のうえ算定した金額

この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 東田川郡三川町大字横山字西田85番地
三川町
三川町長 阿部

